

平成19年4月20日
経済産業省
原子力安全・保安院

発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について（第2報）

全電力会社からの3月30日のデータ改ざん等に係る総点検の結果報告、4月6日の再発防止対策等を受けて、当省はその評価と当省としての対応をとりまとめて、本日お知らせしました。（本日午前公表済み）

この当省としての対応の一環として、本日、甘利経済産業大臣から各電力会社に対して、再発防止対策を確実なものとするとともに、更なる保安の向上を図るため、事案に応じ、行政処分に係る文書を発出するとともに、厳重注意等を行いましたので、お知らせします。また、メーカーに対して、安全水準の向上のため、要請文書を発出しましたので、お知らせします。

1. 経緯

- （1）当省は、昨年11月30日に全電力会社*に対して、総点検を実施し、本年3月末までに報告するよう指示しました（同日公表済み）。

* 北海道電力㈱、東北電力㈱、東京電力㈱、中部電力㈱、北陸電力㈱、関西電力㈱、中国電力㈱、四国電力㈱、九州電力㈱、沖縄電力㈱、日本原子力発電㈱及び電源開発㈱の12社

- （2）3月30日、各電力会社からデータ改ざん等に関する総点検結果が当省に報告され、また4月6日、各電力会社から再発防止対策が報告されました。（同日公表済み）

2. 本日の対応

- （1）当省としてはこれらを評価して、当省としての対応をとりまとめ、本日お知らせしました。（本日午前公表済み）
- （2）この当省としての対応の一環として、本日、甘利経済産業大臣から各電力会社に対して、再発防止対策を確実なものとするとともに、更なる保安の向上を図るため、事案に応じ、行政処分に係る文書を発出するとともに、厳重注意等を行いました。
- （3）また、当省からメーカーに対して、原子力の安全水準の向上に関して要請する文書を発出しました。

3. 電力会社へ発出した文書

電力会社へ発出した文書は次のとおりです。

北海道電力株式会社（別添1）

- ・ 保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について（水力、火力関係）
- ・ 発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）

東北電力株式会社（別添2）

- ・ 保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について（水力、火力関係）
- ・ 発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）

東京電力株式会社（別添3）

- ・ 保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について（原子力関係）
- ・ 保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について（水力、火力関係）
- ・ 技術基準適合命令に係る弁明の機会の付与について（小武川第三発電所上來沢川ダム関係）
- ・ 発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）

中部電力株式会社（別添4）

- ・ 保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について（水力、火力関係）
- ・ 発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）

北陸電力株式会社（別添5）

- ・ 保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について（原子力関係）
- ・ 保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について（水力、火力関係）
- ・ 技術基準適合命令に係る弁明の機会の付与について（市ノ瀬発電所西谷ダム関係）
- ・ 発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）

関西電力株式会社（別添6）

- ・ 保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について（水力、火力関係）
- ・ 発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）

中国電力株式会社（別添7）

- ・保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について（原子力関係）
- ・保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について（水力、火力関係）
- ・発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）

四国電力株式会社（別添8）

- ・発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（注意喚起及び指示）

九州電力株式会社（別添9）

- ・保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について（水力、火力関係）
- ・発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）

沖縄電力株式会社（別添10）

- ・保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について（火力関係）
- ・発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）

日本原子力発電株式会社（別添11）

- ・保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について（原子力関係）
- ・発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）

電源開発株式会社（別添12）

- ・保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について（水力、火力関係）
- ・発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）

4. メーカーへ発出した文書

メーカーに対して発出した文書は以下のとおりです。

株式会社日立製作所（別添13）

- ・発電設備に係る総点検を踏まえた今後の措置について（要請）

株式会社東芝（別添14）

- ・発電設備に係る総点検を踏まえた今後の措置について（要請）

三菱重工業株式会社（別添15）

- ・発電設備に係る総点検を踏まえた今後の措置について（要請）

【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

〔原子力関係〕

原子力発電検査課

担当者：根井

電話：03-3501-9547

原子力防災課事故故障対策室

担当者：市村

電話：03-3501-1637

〔水力・火力関係〕

電力安全課

担当者：成瀬、村上

電話：03-3501-1742

経済産業省

平成19・04・19原第3号
平成19年4月20日

北海道電力株式会社
取締役社長 近藤 龍夫 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第3項に基づく保安規程の変更命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
電気事業法第42条第3項に基づき、保安規程を変更すべきことを命令すること。なお、併せて、変更した保安規程について、平成19年7月31日までに同条第2項の規定に基づいて届け出ることを求めることとしている。

①主任技術者の位置付け

主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるよう^{するため}、主任技術者の独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせるとともに、責任範囲が適切な規模となるように、保安規程を変更すること。

②保安教育の充実

保安教育について、保安活動に従事する要員に対して、電気事業法及びこれに関する法令の内容についての理解を深め、これらの法令への抵触

を生じさせないようにするための教育プログラムを追加するように、保安規程を変更すること。

その際、保安教育の実施に係る保安規程の規定については、明確化を図るとともに、保安教育を計画的に実施するように、規定を整備すること。

③工事計画届出に関する規定の明確化

電気事業法に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けるよう、保安規程を変更すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、貴社が行う電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保をより適切かつ確実なものとするため、保安規程の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1742

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

北海道電力株式会社
取締役社長 近藤 龍夫 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について (厳重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなった。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、厳重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るために、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 原子力分野

- (1) 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
- (2) 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。
- (3) 原子力保安検査官に毎日の巡視点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイマー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存しておくこと。
- (4) 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
- (5) 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようにするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
- (6) 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
- (7) 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NUCIA）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有を協力して行うこと。
- (8) 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。

2. 水力・火力分野

- (1) 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。

- (2) 貴社における原子力、水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。
- (3) 水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。

経済産業省

平成19・04・19原第3号
平成19年4月20日

東北電力株式会社
取締役社長 高橋 宏明 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第3項に基づく保安規程の変更命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
電気事業法第42条第3項に基づき、保安規程を変更すべきことを命令すること。なお、併せて、変更した保安規程について、平成19年7月31日までに同条第2項の規定に基づいて届け出ることを求めることとしている。

①主任技術者の位置付け

主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるよう^{する}ため、主任技術者の独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせるとともに、責任範囲が適切な規模となるように、保安規程を変更すること。

②主任技術者の職務の追加

保安活動の実施状況が適切に記録され、保存されるよう^{する}ため、主任技術者が記録の内容を点検し、これを確認することをその職務として追

加するように、保安規程を変更すること。

③保安教育の充実

保安教育について、保安活動に従事する要員に対して、電気事業法及びこれに関する法令の内容についての理解を深め、これらの法令への抵触を生じさせないようにするための教育プログラムを追加するように、保安規程を変更すること。

その際、保安教育の実施に係る保安規程の規定については、明確化を図るとともに、保安教育を計画的に実施するように、規定を整備すること。

④工事計画届出に関する規定の明確化

電気事業法に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けるように、保安規程を変更すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、貴社が行う電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保をより適切かつ確実なものとするため、保安規程の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1742

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

東北電力株式会社

取締役社長 高橋 宏明 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について
(厳重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなった。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、厳重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 原子力分野

- (1) 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
- (2) 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。
- (3) 原子力保安検査官に毎日の巡視点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイマー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存しておくこと。
- (4) 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
- (5) 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようにするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
- (6) 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
- (7) 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NUCIA）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有を協力して行うこと。
- (8) 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。

2. 水力・火力分野

- (1) 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。

- (2) 貴社における原子力、水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。
- (3) 水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。

経済産業省

平成19・04・19原第1号
平成19年4月20日

東京電力株式会社
取締役社長 勝俣 恒久 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条第3項に基づく保安規定の変更命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項

原子炉等規制法第37条第3項の規定に基づき、次に掲げる原子力発電所について、次のように保安規定を変更すべきことを命令すること。

なお、併せて、変更した保安規定について、平成19年7月31日までに同条第1項の認可を受けるための申請を行うことを求めることとしている。

(1) 対象となる原子力発電所

福島第一原子力発電所
福島第二原子力発電所
柏崎刈羽原子力発電所

(2) 保安規定を変更すべき内容

(福島第一原子力発電所)

① 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した

場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようになるとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

② 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようとするため、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保するとともに、組織面、人事面等においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

③ 想定外の制御棒引き抜けの扱い

想定外に制御棒が引き抜けた場合が異常発生時に該当するよう、保安規定を変更すること。また、異常発生時には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更すること。

(福島第二原子力発電所)

① 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようになるとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

② 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようとするため、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保するとともに、組織面、人事面等においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

③ 保修工事に係る記録

作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保修工事に係る記録を追加するとともに、その記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるように、保安規定を変更すること。

その際には、法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録として保存するよう規定を整備すること。

(柏崎刈羽原子力発電所)

① 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようにするとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

② 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保するとともに、組織面、人事面等においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

③ 運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告

運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたときには、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責

任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更すること。

④ 保修工事に係る記録

作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保修工事に係る記録を追加するとともに、その記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるように、保安規定を変更すること。

その際には、法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録として保存するよう規定を整備すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、より安全の確保を適切かつ確実なものとし、災害の防止を図るため、保安規定の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-9547

経済産業省

平成19・04・19原第3号
平成19年4月20日

東京電力株式会社
取締役社長 勝俣 恒久 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第3項に基づく保安規程の変更命令を下記のとおり行う予定です。

ついては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
電気事業法第42条第3項に基づき、保安規程を変更すべきことを命令すること。なお、併せて、変更した保安規程について、平成19年7月31日までに同条第2項の規定に基づいて届け出ることを求めることとしている。

①主任技術者の位置付け

主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようとするため、主任技術者の独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせるとともに、責任範囲が適切な規模となるように、保安規程を変更すること。

②主任技術者の職務の追加

保安活動の実施状況が適切に記録され、保存されるようとするため、主任技術者が記録の内容を点検し、これを確認することをその職務として追

加するように、保安規程を変更すること。

③保安教育の充実

保安教育について、保安活動に従事する要員に対して、電気事業法及びこれに関する法令の内容についての理解を深め、これらの法令への抵触を生じさせないようにするための教育プログラムを追加するように、保安規程を変更すること。

その際、保安教育の実施に係る保安規程の規定については、明確化を図るとともに、保安教育を計画的に実施するように、規定を整備すること。

④工事計画届出に関する規定の明確化

電気事業法に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けるように、保安規程を変更すること。

⑤保安活動に関する適切な記録の策定及び保存の明確化

作成して保存すべき記録について、これらを適正に記録し、かつ、適切に管理することを確実なものとするように、保安規程を変更すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、貴社が行う電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保をより適切かつ確実なものとするため、保安規程の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1742

経済産業省

平成 19・04・19 関東産保第 18 号
平成 19 年 4 月 20 日

東京電力株式会社
取締役社長 勝俣 恒久 殿

関東東北産業保安監督部長 日高 俊信

小武川第三発電所上来沢川ダムに対する技術基準適合命令に係る
弁明の機会の付与について

当部は、貴社に対し、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 40 条に基づく技術基準適合命令を下記のとおり行う予定です。

ついては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成 19 年 4 月 27 日までに文書をもって提出して下さい。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
電気事業法第 40 条に基づき、小武川第三発電所における上来沢川ダム堤体について、その材料及び構造が電気事業法第 39 条第 1 項に規定する技術基準に適合するよう修理等を行うとともに、当該基準に適合していることを当部が確認するまでの間、当該ダムの使用を一時停止することを命令すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

小武川第三発電所における上来沢川ダム堤体については、発電用水力設備に関する技術基準を定める省令の全部を改正する省令（平成9年通商産業省令第50号）附則第2項の規定によりなお従前の例によるとされている発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第59号）第11条（ダムの洪水吐き）及び第15条（非越流部頂の位置）に定める基準に適合していない。

3. 弁明書の提出先

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部 電力安全課
〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館11階

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

東京電力株式会社

取締役社長 勝俣 恒久 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について (厳重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなった。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、厳重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

なお、過去において、貴社の福島第一原子力発電所3号機、福島第二原子力発電所4号機及び柏崎刈羽原子力発電所1号機で原子炉等規制法又は電気事業法が確保しようとする安全が損なわれ、又は損なわれるおそれがあった事案があったことから、当省は直近の定期検査において特別な検査を実施することとした。については、定期検査の延長や前倒しについて対応することを求める。

また、該当する発電所に対しては、原子力安全・保安院から、特別原子力施設監督官を派遣して特別な監督・監視を行うこととし、加えて、特別な保安検

査を行うこととしたため、所要の対応を求める。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 原子力分野

- (1) 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
- (2) 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。
- (3) 原子力保安検査官に毎日の巡回点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイマー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存しておくこと。
- (4) 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
- (5) 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようとするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
- (6) 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
- (7) 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NUCIA）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有

を協力して行うこと。

(8) 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。

2. 水力・火力分野

- (1) 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。
- (2) 貴社における原子力、水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。
- (3) 水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。

経済産業省

平成19・04・19原第3号
平成19年4月20日

中部電力株式会社
代表取締役社長 三田 敏雄 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第3項に基づく保安規程の変更命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
電気事業法第42条第3項に基づき、保安規程を変更すべきことを命令すること。なお、併せて、変更した保安規程について、平成19年7月31日までに同条第2項の規定に基づいて届け出ることを求めることとしている。

①主任技術者の位置付け

主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようになるため、主任技術者の独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせるとともに、責任範囲が適切な規模となるように、保安規程を変更すること。

②主任技術者の職務の追加

保安活動の実施状況が適切に記録され、保存されるようにするため、主任技術者が記録の内容を点検し、これを確認することをその職務として追

加するように、保安規程を変更すること。

③保安教育の充実

保安教育について、保安活動に従事する要員に対して、電気事業法及びこれに関する法令の内容についての理解を深め、これらの法令への抵触を感じさせないようにするための教育プログラムを追加するように、保安規程を変更すること。

その際、保安教育の実施に係る保安規程の規定については、明確化を図るとともに、保安教育を計画的に実施するように、規定を整備すること。

④工事計画届出に関する規定の明確化

電気事業法に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けるように、保安規程を変更すること。

⑤保安活動に関する適切な記録の策定及び保存の明確化

作成して保存すべき記録について、これらを適正に記録し、かつ、適切に管理することを確実なものとするように、保安規程を変更すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、貴社が行う電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保をより適切かつ確実なものとするため、保安規程の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1742

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

中部電力株式会社

取締役社長 三田 敏雄 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について
(厳重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなった。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、厳重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 原子力分野

- (1) 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
- (2) 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。
- (3) 原子力保安検査官に毎日の巡視点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイマー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存しておくこと。
- (4) 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
- (5) 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようにするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
- (6) 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
- (7) 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NU C I A）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有を協力して行うこと。
- (8) 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。

2. 水力・火力分野

- (1) 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。

- (2) 貴社における原子力、水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。
- (3) 水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。

経済産業省

平成19・04・19原第1号
平成19年4月20日

北陸電力株式会社
取締役社長 永原 功 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条第3項に基づく保安規定の変更命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項

原子炉等規制法第37条第3項の規定に基づき、次に掲げる原子力発電所について、次のように保安規定を変更すべきことを命令すること。

なお、併せて、変更した保安規定について、平成19年7月31日までに同条第1項の認可を受けるための申請を行うことを求めることとしている。

(1) 対象となる原子力発電所

志賀原子力発電所

(2) 保安規定を変更すべき内容

① 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようになるとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

② 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようとするため、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保するとともに、組織面、人事面等においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

③ 想定外の制御棒引き抜けの扱い

想定外に制御棒が引き抜けた場合が異常発生時に該当するように、保安規定を変更すること。また、異常発生時には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更すること。

④ 作業手順書等の遵守と関係者への徹底

正式な手続きを経た原子炉施設の運転管理に係る作業手順書等に基づいて実際の作業が行われることを、関係する各部門や保守点検に係る関係事業者との間で徹底することができるよう、保安規定を変更すること。

その際には、作業に当たって、使用する作業手順書等が適切なものであることを当直長や関係部門が確實に確認し、これらに基づいて作業を実施することを規定すること。また、関係する各部門や保守点検に係る関係事業者が、それぞれの役割分担の下において、安全確保のための業務が確實に遂行できるよう情報共有の観点を含めて規定すること。

⑤ 警報等印字記録（アラームタイマー）の保存

作成して保存すべき記録の対象に、警報等印字記録（アラームタイマー）を追加するように、保安規定を変更すること。

その際には、運転日誌と同等の保存期間が確保されること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、より安全の確保を適切かつ確実なものとし、

災害の防止を図るため、保安規定の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-9547

経済産業省

平成19・04・19原第3号
平成19年4月20日

北陸電力株式会社
取締役社長 永原 功 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第3項に基づく保安規程の変更命令を下記のとおり行う予定です。

ついては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
電気事業法第42条第3項に基づき、保安規程を変更すべきことを命令すること。なお、併せて、変更した保安規程について、平成19年7月31日までに同条第2項の規定に基づいて届け出ることを求めることとしている。

①主任技術者の位置付け

主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようとするため、主任技術者の独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせるとともに、責任範囲が適切な規模となるように、保安規程を変更すること。

②保安教育の充実

保安教育について、保安活動に従事する要員に対して、電気事業法及びこれに関する法令の内容についての理解を深め、これらの法令への抵触

を生じさせないようにするための教育プログラムを追加するように、保安規程を変更すること。

その際、保安教育の実施に係る保安規程の規定については、明確化を図るとともに、保安教育を計画的に実施するように、規定を整備すること。

③工事計画届出に関する規定の明確化

電気事業法に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けるよう、保安規程を変更すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、貴社が行う電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保をより適切かつ確実なものとするため、保安規程の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1742

経済産業省

平成 19・04・19 中近産保第 5 号
平成 19 年 4 月 20 日

北陸電力株式会社

取締役社長 永原 功 殿

中部近畿産業保安監督部長 吉田 盛厚

市ノ瀬発電所西谷ダムに対する技術基準適合命令に係る
弁明の機会の付与について

当部は、貴社に対し、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 40 条に基づく技術基準適合命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成 19 年 4 月 27 日までに文書をもって提出して下さい。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
電気事業法第 40 条に基づき、市ノ瀬発電所における西谷ダム堤体について、その材料及び構造が電気事業法第 39 条第 1 項に基づく技術基準に適合するよう修理等を行うとともに、当該基準に適合していることを当省が確認するまでの間、当該ダムの使用を一時停止すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

市ノ瀬発電所における西谷ダム堤体については、発電用水力設備に関する技術基準を定める省令の全部を改正する省令（平成 9 年通商産業省令第 50

号) 附則第2項の規定によりなお従前の例によるとされている発電用水力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第59号)第14条(堤体の安定度)に適合していない。

3. 弁明書の提出先

経済産業省 原子力安全・保安院

中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署

〒930-0091

富山市愛宕町一丁目2番26号

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局総合庁舎1階

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

北陸電力株式会社

取締役社長 永原 功 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について
(厳重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなった。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、厳重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

なお、過去において、貴社の志賀原子力発電所1号機で原子炉等規制法又は電気事業法が確保しようとする安全が損なわれ、又は損なわれるおそれがあつた事案があつたことから、当省は直近の定期検査において特別な検査を実施することとした。については、定期検査の延長や前倒しについて対応することを求める。

また、該当する発電所に対しては、原子力安全・保安院から、特別原子力施設監督官を派遣して特別な監督・監視を行うこととし、加えて、特別な保安検

査を行うこととしたため、所要の対応を求める。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 原子力分野

- (1) 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
- (2) 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。
- (3) 原子力保安検査官に毎日の巡視点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイマー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存しておくこと。
- (4) 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
- (5) 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようにするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
- (6) 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
- (7) 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NU C I A）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有

を協力して行うこと。

(8) 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。

2. 水力・火力分野

(1) 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。

(2) 貴社における原子力、水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。

(3) 水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。

経済産業省

平成19・04・19原第3号
平成19年4月20日

関西電力株式会社
取締役社長 森 詳介 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第3項に基づく保安規程の変更命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
電気事業法第42条第3項に基づき、保安規程を変更すべきことを命令すること。なお、併せて、変更した保安規程について、平成19年7月31日までに同条第2項の規定に基づいて届け出ることを求めることとしている。

①主任技術者の位置付け

主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようとするため、主任技術者の独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせるとともに、責任範囲が適切な規模となるように、保安規程を変更すること。

②保安教育の充実

保安教育について、保安活動に従事する要員に対して、電気事業法及びこれに関する法令の内容についての理解を深め、これらの法令への抵触

を生じさせないようにするための教育プログラムを追加するように、保安規程を変更すること。

その際、保安教育の実施に係る保安規程の規定については、明確化を図るとともに、保安教育を計画的に実施するように、規定を整備すること。

③工事計画届出に関する規定の明確化

電気事業法に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けるように、保安規程を変更すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、貴社が行う電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保をより適切かつ確実なものとするため、保安規程の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1742

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

関西電力株式会社

取締役社長 森 詳介 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について (厳重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなった。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、厳重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 原子力分野

- (1) 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
- (2) 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。
- (3) 原子力保安検査官に毎日の巡回点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイマー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存しておくこと。
- (4) 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
- (5) 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようとするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
- (6) 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
- (7) 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NU C I A）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有を協力して行うこと。
- (8) 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。

2. 水力・火力分野

- (1) 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。

- (2) 貴社における原子力、水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。
- (3) 水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。

経済産業省

平成19・04・19原第1号
平成19年4月20日

中国電力株式会社
取締役社長 山下 隆 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条第3項に基づく保安規定の変更命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項

原子炉等規制法第37条第3項の規定に基づき、次に掲げる原子力発電所について、次のように保安規定を変更すべきことを命令すること。

なお、併せて、変更した保安規定について、平成19年7月31日までに同条第1項の認可を受けるための申請を行うこととしている。

(1) 対象となる原子力発電所

島根原子力発電所

(2) 保安規定を変更すべき内容

① 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようにするとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

② 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようとするため、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保するとともに、組織面、人事面等においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

③ 運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告

運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたときには、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更すること。

④ 保修工事に係る記録

作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保修工事に係る記録を追加するとともに、その記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるように、保安規定を変更すること。

その際には、法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録として保存するよう規定を整備すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、より安全の確保を適切かつ確実なものとし、災害の防止を図るため、保安規定の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-9547

経済産業省

平成19・04・19原第3号
平成19年4月20日

中国電力株式会社
取締役社長 山下 隆 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第3項に基づく保安規程の変更命令を下記のとおり行う予定です。

ついては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
電気事業法第42条第3項に基づき、保安規程を変更すべきことを命令すること。なお、併せて、変更した保安規程について、平成19年7月31日までに同条第2項の規定に基づいて届け出ることを求めることとしている。

①主任技術者の位置付け

主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようになるため、主任技術者の独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせるとともに、責任範囲が適切な規模となるように、保安規程を変更すること。

②主任技術者の職務の追加

保安活動の実施状況が適切に記録され、保存されるようにするため、主任技術者が記録の内容を点検し、これを確認することをその職務として追

加するように、保安規程を変更すること。

③保安教育の充実

保安教育について、保安活動に従事する要員に対して、電気事業法及びこれに関する法令の内容についての理解を深め、これらの法令への抵触を生じさせないようにするための教育プログラムを追加するように、保安規程を変更すること。

その際、保安教育の実施に係る保安規程の規定については、明確化を図るとともに、保安教育を計画的に実施するように、規定を整備すること。

④工事計画届出に関する規定の明確化

電気事業法に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けるよう、保安規程を変更すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、貴社が行う電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保をより適切かつ確実なものとするため、保安規程の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1742

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

中国電力株式会社
取締役社長 山下 隆 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について (厳重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなった。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、厳重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

なお、過去において、貴社の島根原子力発電所1号機及び2号機で原子炉等規制法又は電気事業法が確保しようとする安全が損なわれ、又は損なわれるおそれがあった事案があったことから、当省は直近の定期検査において特別な検査を実施することとした。については、定期検査の延長や前倒しについて対応することを求める。

また、該当する発電所に対しては、原子力安全・保安院から、特別原子力施設監督官を派遣して特別な監督・監視を行うこととし、加えて、特別な保安検

査を行うこととしたため、所要の対応を求める。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 原子力分野

- (1) 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
- (2) 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。
- (3) 原子力保安検査官に毎日の巡視点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイマー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存しておくこと。
- (4) 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
- (5) 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようとするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
- (6) 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
- (7) 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NU C I A）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有

を協力して行うこと。

(8) 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。

2. 水力・火力分野

(1) 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。

(2) 貴社における原子力、水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。

(3) 水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

四国電力株式会社
取締役社長 常盤 百樹 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について
(注意喚起及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果によれば、原子炉等規制法又は電気事業法の安全確保のための規制以外の法令の定めに対する抵触が見られたところである。については、このような法令への抵触を再び起こすことのないよう、法令遵守のための十分な取り組みを行うよう注意喚起する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 原子力分野

- (1) 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
- (2) 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに關係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。
- (3) 原子力保安検査官に毎日の巡視点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイマー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存してておくこと。
- (4) 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
- (5) 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようにするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
- (6) 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
- (7) 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NUCIA）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有を協力して行うこと。
- (8) 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。

2. 水力・火力分野

- (1) 電気事業法及びこれに關係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。

- (2) 貴社における原子力、水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。
- (3) 水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。

経済産業省

平成19・04・19原第3号
平成19年4月20日

九州電力株式会社
代表取締役社長 松尾 新吾 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第3項に基づく保安規程の変更命令を下記のとおり行う予定です。

ついては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
電気事業法第42条第3項に基づき、保安規程を変更すべきことを命令すること。なお、併せて、変更した保安規程について、平成19年7月31日までに同条第2項の規定に基づいて届け出ることを求めることとしている。

①主任技術者の位置付け

主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようになるため、主任技術者の独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせるとともに、責任範囲が適切な規模となるように、保安規程を変更すること。

②保安教育の充実

保安教育について、保安活動に従事する要員に対して、電気事業法及びこれに関する法令の内容についての理解を深め、これらの法令への抵触

を生じさせないようにするための教育プログラムを追加するように、保安規程を変更すること。

その際、保安教育の実施に係る保安規程の規定については、明確化を図るとともに、保安教育を計画的に実施するように、規定を整備すること。

③工事計画届出に関する規定の明確化

電気事業法に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けるよう、保安規程を変更すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、貴社が行う電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保をより適切かつ確実なものとするため、保安規程の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1742

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

九州電力株式会社

代表取締役社長 松尾 新吾 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について
(厳重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなった。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、厳重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 原子力分野

- (1) 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
- (2) 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。
- (3) 原子力保安検査官に毎日の巡視点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイマー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存しておくこと。
- (4) 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
- (5) 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようとするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
- (6) 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
- (7) 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NU C I A）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有を協力して行うこと。
- (8) 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。

2. 水力・火力分野

- (1) 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。

- (2) 貴社における原子力、水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。
- (3) 水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。

経済産業省

平成19・04・19原第3号
平成19年4月20日

沖縄電力株式会社
代表取締役社長 當眞 翔吉 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第3項に基づく保安規程の変更命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
電気事業法第42条第3項に基づき、保安規程を変更すべきことを命令すること。なお、併せて、変更した保安規程について、平成19年7月31日までに同条第2項の規定に基づいて届け出ることを求めることとしている。

①主任技術者の位置付け

主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、主任技術者の独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせるとともに、責任範囲が適切な規模となるように、保安規程を変更すること。

②主任技術者の職務の追加

保安活動の実施状況が適切に記録され、保存されるようとするため、主任技術者が記録の内容を点検し、これを確認することをその職務として追

加するように、保安規程を変更すること。

③保安教育の充実

保安教育について、保安活動に従事する要員に対して、電気事業法及びこれに関係する法令の内容についての理解を深め、これらの法令への抵触を生じさせないようにするための教育プログラムを追加するように、保安規程を変更すること。

その際、保安教育の実施に係る保安規程の規定については、明確化を図るとともに、保安教育を計画的に実施するように、規定を整備すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、貴社が行う電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保をより適切かつ確実なものとするため、保安規程の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1742

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 當眞 嗣吉 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について (厳重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなった。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、厳重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令

への抵触が起こらないようにすること。

2. 貴社内における情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。
3. 電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。

経済産業省

平成19・04・19原第1号
平成19年4月20日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 市田 行則 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条第3項に基づく保安規定の変更命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項

原子炉等規制法第37条第3項の規定に基づき、次に掲げる原子力発電所について、次のように保安規定を変更すべきことを命令すること。

なお、併せて、変更した保安規定について、平成19年7月31日までに同条第1項の認可を受けるための申請を行うこととしている。

(1) 対象となる原子力発電所

東海第二発電所
敦賀発電所

(2) 保安規定を変更すべき内容

(東海第二発電所)

① 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを

含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようになるとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

② 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようになるとともに、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保するとともに、組織面、人事面等においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

③ 計器校正の確認

定例試験前に、当該試験に必要となるパラメーターに係る計器が正しい校正に基づいて設定されていることを原子炉主任技術者が確認するようによく、保安規定を変更すること。

(敦賀発電所)

① 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようになるとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

② 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようになるとともに、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保するとともに、組織面、人事面等に

おいても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

③ 運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告

運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたときには、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更すること。

④ 保修工事に係る記録

作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保修工事に係る記録を追加するとともに、その記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるように、保安規定を変更すること。

その際には、法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録として保存するよう規定を整備すること。

⑤ 巡視点検の充実

巡視点検の対象に原子炉格納容器内を含めた高線量区域を追加するとともに、作成して保存すべき記録の対象に当該点検結果を追加するように、保安規定を変更すること。

その際には、高線量区域の巡視又は巡視に替えて行う遠隔監視の適切な頻度を定めること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、より安全の確保を適切かつ確実なものとし、災害の防止を図るため、保安規定の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-9547

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 市田 行則 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について (厳重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなつた。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、厳重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

なお、過去において、貴社の敦賀発電所1号機及び2号機、東海第二発電所で原子炉等規制法又は電気事業法が確保しようとする安全が損なわれ、又は損なわれるおそれがあった事案があったことから、当省は直近の定期検査において特別な検査を実施することとした。については、定期検査の延長や前倒しについて対応することを求める。

また、該当する発電所に対しては、原子力安全・保安院から、特別原子力施設監督官を派遣して特別な監督・監視を行うこととし、加えて、特別な保安検査を行うこととしたため、所要の対応を求める。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
2. 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。
3. 原子力保安検査官に毎日の巡回点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイマー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存しておくこと。
4. 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
5. 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようとするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
6. 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
7. 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NUCIA）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有を協力して行うこと。
8. 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。

経済産業省

平成19・04・19原第3号
平成19年4月20日

電源開発株式会社
代表取締役社長 中垣 喜彦 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規程の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第3項に基づく保安規程の変更命令を下記のとおり行う予定です。

ついては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分の内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
電気事業法第42条第3項に基づき、保安規程を変更すべきことを命令すること。なお、併せて、変更した保安規程について、平成19年7月31日までに同条第2項の規定に基づいて届け出ることを求めることとしている。

①主任技術者の位置付け

主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようになるため、主任技術者の独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせるとともに、責任範囲が適切な規模となるように、保安規程を変更すること。

②主任技術者の職務の追加

保安活動の実施状況が適切に記録され、保存されるようになるため、主任技術者が記録の内容を点検し、これを確認することをその職務として追

加するように、保安規程を変更すること。

③保安教育の充実

保安教育について、保安活動に従事する要員に対して、電気事業法及びこれに関係する法令の内容についての理解を深め、これらの法令への抵触を生じさせないようにするための教育プログラムを追加するように、保安規程を変更すること。

その際、保安教育の実施に係る保安規程の規定については、明確化を図るとともに、保安教育を計画的に実施するように、規定を整備すること。

④工事計画届出に関する規定の明確化

電気事業法に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けるよう、保安規程を変更すること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、貴社が行う電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保をより適切かつ確実なものとするため、保安規程の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1742

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

電源開発株式会社

代表取締役社長 中垣 喜彦 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について
(厳重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなった。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、厳重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令

への抵触が起こらないようにすること。

2. 貴社における水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。
3. 水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。

経済産業省

平成19・04・18原院第4号

平成19年4月20日

株式会社日立製作所

代表執行役社長 古川 一夫 殿

原子力安全・保安院長 広瀬 研吉

NISA-161d-07-3

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の措置について（要請）

電力各社からの発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検の結果及び想定外の制御棒の引き抜けの事案に関するメーカーからの報告結果を踏まえ、当省としては、電力各社に対し、再発防止対策を具体化して実施することを求めていますが、関係するメーカー、各電力会社間における原子力の安全水準の向上のための情報共有の仕組みを含めた行動計画を策定した上で、平成19年5月21日までに当院に提出することを求めます。また、電力会社からの調達や保守管理の際に、安全技術に関する情報の共有を進めることを求めます。

経済産業省

平成19・04・18原院第4号

平成19年4月20日

株式会社東芝

代表執行役社長 西田 厚聰 殿

原子力安全・保安院長 広瀬 研吉

NISA-161d-07-3

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の措置について（要請）

電力各社からの発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検の結果及び想定外の制御棒の引き抜けの事案に関するメーカーからの報告結果を踏まえ、当省としては、電力各社に対し、再発防止対策を具体化して実施することを求めていますが、関係するメーカー、各電力会社間における原子力の安全水準の向上のための情報共有の仕組みを含めた行動計画を策定した上で、平成19年5月21日までに当院に提出することを求めます。また、電力会社からの調達や保守管理の際に、安全技術に関する情報の共有を進めることを求めます。

経済産業省

平成19・04・18原院第4号

平成19年4月20日

三菱重工業株式会社

代表取締役社長 佃 和夫 殿

原子力安全・保安院長 広瀬 研吉

NISA-161d-07-3

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の措置について（要請）

電力各社からの発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検の結果及び想定外の制御棒の引き抜けの事案に関するメーカーからの報告結果を踏まえ、当省としては、電力各社に対し、再発防止対策を具体化して実施することを求めていますが、関係するメーカー、各電力会社間における原子力の安全水準の向上のための情報共有の仕組みを含めた行動計画を策定した上で、平成19年5月21日に当院に提出することを求めます。また、電力会社からの調達や保守管理の際に、安全技術に関する情報の共有を進めることを求めます。